

# 令和元年度第1回千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会

令和元年7月23日（火） 午後6時30分～午後7時40分

千葉県教育会館203会議室

## 1 議題前説明

### 千葉県アレルギー疾患対策推進計画における受動喫煙に係る目標値に関する説明

#### (1) 健康づくり支援課

国は本年2月28日に「健康日本21（第二次）」の中間評価において、受動喫煙対策の目標を変更し、「望まない受動喫煙のない社会の実現」と定めたことから、県は「健康ちば21（第二次）」の受動喫煙対策の目標を国に合わせることにし、3月14日に開催した「健康ちば地域・職域連携推進協議会」において了承をいただき、目標を国と同じに定めた。

これに伴い、千葉県アレルギー疾患対策推進計画の目標値も健康ちば21に合わせて設定することとし、前回の当協議会にお示ししたが、委員から「アレルギー疾患対策推進計画は、患者を対象とした計画であることから、健康ちば21より厳しくした方がいい」、「『望まない』という文言を除いた方がいい」、「数値目標を設定すべき」等の意見をいただいた。

国が目標に「望まない」という文言を入れたのは、改正健康増進法を全面禁煙にできなかったことがその理由であると考えられる。

県では、アレルギー疾患対策推進計画だけでなく、がん対策推進計画等、他の計画でもこの目標を共有している。決して、この目標がベストであるとは思っていないが、県としては改正法の内容を周知・徹底させていくことが何より重要であると考えている。

そこで、本年2月には県民だよりで改正法の内容を掲載したが、今後は医療圏ごとに事業者を対象とした説明会を8回開催するほか、夏・冬の受動喫煙防止キャンペーンを各保健所・市町村とともに実施する。

さらに、子どもを受動喫煙から守るために「赤ちゃんをたばこから守ろう」をスローガンに、市町村と協働して、母子手帳交付時に「守るのはあなたです。」と題したリーフレットを配布しながら禁煙指導を行ったり、成人式で新成人を対象に喫煙や受動喫煙の害についてのリーフレットを配布している。

また、今後、新規開設の飲食店で禁煙とする店舗に対しては、保健所の窓口で禁煙のステッカーを配付できるようにしたい。健康増進法では禁煙の店舗に対して、店頭での禁煙表示の義務付けは無いが、禁煙ステッカーを貼った店舗を増やし、禁煙の環境を整備していきたい。

これらの取組みを通して、受動喫煙対策を推進したいので、委員の皆様にも御理解を賜りたい。

#### (2) 委員意見

##### ○委員

前回の協議会でも申し上げたが、ステッカーを貼るくらいの対策で受動喫煙対策が進められるものではないと思う。東京都や千葉市では、禁煙とした店舗に対して補助金を交付していると思うが、そのような予算措置をすることはできないものなのか。

来年には千葉県でも幕張等でオリンピックが開催されるので、受動喫煙対策を具体的に定めるべきである。今後は一歩進んで、数値目標や具体的目標等を記載するべきであると思う。

○健康づくり支援課

県としても可能な限り受動喫煙にあう機会を減らすために、新しいルールである改正健康増進法を県民に知っていただくよう取り組んでいく。そして、きちんと対策していただくことが何より重要であるので、事業者に対する相談・指導については今後、一層力をいれて実施したいと考えている。

## 2 議題

### アレルギー疾患医療連携（提供）体制について

(1) 説明

事務局より資料1、資料2、資料3及び資料4により説明した。

(2) 委員意見

○座長

選定されたアレルギー疾患地域基幹病院に対して、県から直接の予算措置はないということによろしいか。

また、アレルギー疾患地域基幹病院の医師等が拠点病院の会議等に参加した場合は、県からではなく、拠点病院から会議等への参加謝礼金が支払われるということによろしいか。

○事務局

座長からの意見のとおりである。

現状ではアレルギー疾患地域基幹病院に対して、県から直接の予算措置は予定していない。

なお、今年度から県から拠点病院へ対して事業の委託料を支払っており、その委託料の中に会議等への参加者への謝礼金が含まれている。したがって、アレルギー疾患地域基幹病院の医師等が拠点病院の会議等に参加した場合は、拠点病院から会議等への参加謝礼金が支払われることとなる。

○委員

資料3の調査票（案）の問2において日本呼吸器学会認定専門医（内科系）の在籍状況を確認するとのことであるが、昨年12月に拠点病院と県が合同で行った調査には、この項目は無かったのか。

○事務局

昨年12月に拠点病院と県が合同で行った調査には、日本呼吸器学会認定専門医（内科系）の在籍状況は確認していなかったため、今回の調査を機に確認をするものである。

○事務局

資料3の調査票（案）の問4において、客観的な指標を導入することを目的として、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎及びアレルギー性結膜炎の外来診療件数と食物経口負荷試験の実施状況を調査対象の病院に確認することを案としているが、この確認項目について助言をいただきたい。

○座長

事務局からの相談は、食物アレルギーを追加するか否かということになるとか思うが、委員の皆様からご意見をお願いしたい。

○委員

食物アレルギーの診療件数を確認する代わりに食物経口負荷試験の実施状況を確認するという意図であると思うが、両方確認しても差し支えないと思う。

食物アレルギー花粉と食物の交差反応で起こるものもなどあり、内科のみでなく耳鼻咽喉科の医師も診療をされる機会もあると思う。これらのことから他の医師である委員の意見をうかがいたい。

○座長

耳鼻咽喉科領域のアレルギー疾患は花粉症との合併が多いため、花粉症は項目から除外しても問題ないと思う。

なお、項目を追加する際には調査対象となる病院の負担の部分を考慮する必要があると思う。

○委員

当該調査の目的はアレルギー疾患地域基幹病院を選定することなので、項目については案のとおりでよいと思う。

なお、今後、別の目的で調査を行う際には、その時の目的と鑑みて、適切に項目を設定すればよいと考える。

○委員

内科医の立場で申し上げますと、当院の場合、内科では食物経口負荷試験は行っておらず、小児科で数件行っているといった状況である。

ただ、資料3の調査票（案）問4の回答欄には「小児科」と「小児科以外」と分けられているので、現行の案で差し支えないと思う。

○座長

協議会としては、資料3の調査票（案）について、現行の案で差し支えないとしたい。

その他、何か意見はあるか。

○事務局

昨年度は専門医療機関という名称での選定に関して、様々な御意見をいただいた。それらを踏まえて、今回は案として示させていただいた。

現状では国からの通知文等において拠点病院とかかりつけ医の中間にあたる役割の医療機関について明記されていない状況である。今後、この中間にあたる役割の医療機関について国から何らかのものが示されれば、当県においても、それに倣うかたちで予算措置等も検討していきたいと考えている。

それまでは、拠点病院とかかりつけ医の中間にあたる役割の医療機関として、拠点病院が行う会議・研修会等の事業に参加・協力するという「協力病院」という役割もお願いしたいと考えている。

なお、千葉市内では学校でアナフィラキシーショックが発生した場合、市内4か所の病院のい

ずれかがその児童・生徒を受け入れるという取り決めになっているとのことであるが、その4病院のうちアレルギー疾患地域基幹病院に選定されなかったとしても、従来からの学校でのアナフィラキシーショックの児童・生徒の受け入れを妨げるものではない。

これらのもと11月に開催する第2回協議会において候補となる病院を示させていただきたい。

また、今回は議題をアレルギー疾患医療連携（提供）体制について絞らせていただいたので、庁内の関係課は出席していないが、11月に開催する次回の協議会では関係課の出席のもと、アレルギー疾患対策推進計画に係る取り組み状況を報告したいと考えている。

#### ○委員

本日の議論はアレルギー疾患地域基幹病院の選定ということであったが、この内容で医療関係以外の委員は参加する意味があるのか。

今回のような医療的な内容のみであれば、医療関係の方のみの参加でよいのではないか。

#### ○事務局

今回の協議会での目的は、議題前に担当課長から説明があったとおり千葉県アレルギー疾患対策推進計画における受動喫煙に係る目標値に関する説明を、策定に携わっていただいた全ての委員に聞いていただくことであった。

また、アレルギー疾患地域基幹病院の選定についても、昨年度の専門医療機関という名称での選定から内容・目的等の修正・変更があり、これについても、今まで議論に関わっていただいた全ての委員に説明をし、協議していただく必要があると考え、参加及び協議をお願いしたところである。

#### ○委員

例えば、「重症・難治性の患者がどこの医療機関を受診したらよい」などの内容があれば、我々も参加している意味があると思うが、アレルギー疾患地域基幹病院の選定については、医療関係以外の委員は議論に加わることができない。

委員の中には関係する診療科の専門の医師の方がいらっしゃるので、本日のような内容であれば分科会というかたちにした方がよいのではないか。

委員は皆、仕事をしており、それぞれの仕事が終わってから夕方6時30分開始で、遠いところから参加しても、「選定要件が妥当か。」と言われても、内容が分からず、ほとんど発言もできない。

これらも含めて、この会議の進め方を考えてほしい。

#### ○座長

本日は、アレルギー疾患地域基幹病院の選定という議題のみであったが、それらの過程については、全ての委員に御承知いただきたいところであり、座長としては、これらの内容であっても、「医療関係以外の委員が参加する意味がない」とは思っていない。

○委員

アレルギー疾患地域基幹病院選定の目的の一つとして、地域ごとのアレルギー疾患に対する医療の均てん化が挙げられる。今後、各地域にアレルギー疾患地域基幹病院が選定されれば、そこに在籍する医師などが、近隣の保育園、幼稚園、学校などに研修会の講師として出向いて講演等を行うことも想定される。

このような取り組みは、地域に密着する取り組みであり、日頃地域で活動されている関係機関の代表者である関係団体から推薦された委員にもアレルギー疾患地域基幹病院選定に係る経緯、選定基準、選定方法などは承知していただくことが重要である。そのため、本日も全ての委員に御参加いただいていると捉えている。

○委員

我々が言いたいことは、今、代弁していただいた。

そのようなことであれば、アレルギー疾患地域基幹病院選定について、その地域などよく勘案しながら決めていただきたい。

○委員

資料3の調査票（案）問3において小児アレルギーエデュケーターの記載があるが、認定団体は「日本小児臨床アレルギー学会」であるので、調査実施段階までに訂正されたい。

また、一点確認したいのは、資料3の調査票（案）問4における疾患診療実績は診療報酬請求実績ということでしょうか。

○事務局

資料3の調査票（案）問3においては「日本小児臨床アレルギー学会」に修正をする。

資料3の調査票（案）問4の疾患診療実績は診療報酬請求実績をもとに回答していただくことを想定している。

○委員

診療報酬請求書上、様々な疾患名があり、重複しているものも多い。複数の疾患名がついており、そのまま整理されていないような病院もあるので、重複によってかなりの数の診療件数が計上されることが心配になったが、今回はこの方法で調査するという事で了解した。

また、アレルギー疾患地域基幹病院の役割として拠点病院事業への参加協力とあったが、例えば、診療所を開業する医師であっても、専門的なアレルギー診療を実施されている方がたくさんいる。このように、アレルギー疾患地域基幹病院以外の医療機関に在籍する医師等も拠点病院からの依頼に基づき、研修会の講師等の拠点病院事業への参加は可能ということでしょうか。

○委員

拠点病院の立場としては、アレルギー疾患地域基幹病院の医師のみではなく、専門的なアレルギー診療を実施している診療所に在籍する医師等にも事業への参加・協力をお願いできるものと考えている。

ここの部分を事務局から説明をお願いします。

○事務局

県としても「アレルギー疾患地域基幹病院でなければ、拠点病院事業に参加・協力できない。」とは考えていない。

診療所に勤務される医師にも、アレルギー疾患において専門的な治療をされている方がいらっしゃることは事実であり、個々の同意のもと、アレルギー疾患地域基幹病院以外の診療所の医師等にも拠点病院事業に参加・協力いただくことは問題ないと考えている。

○委員

研修会も内容によっては、病院の医師よりも、患者さんの近くで診療に従事されている診療所の医師の方が適している場合もあるので、ぜひ、診療所の医師にも拠点病院事業に参加・協力いただきたい。

○座長

その他の御意見等が無ければ、これで議事を終了する。